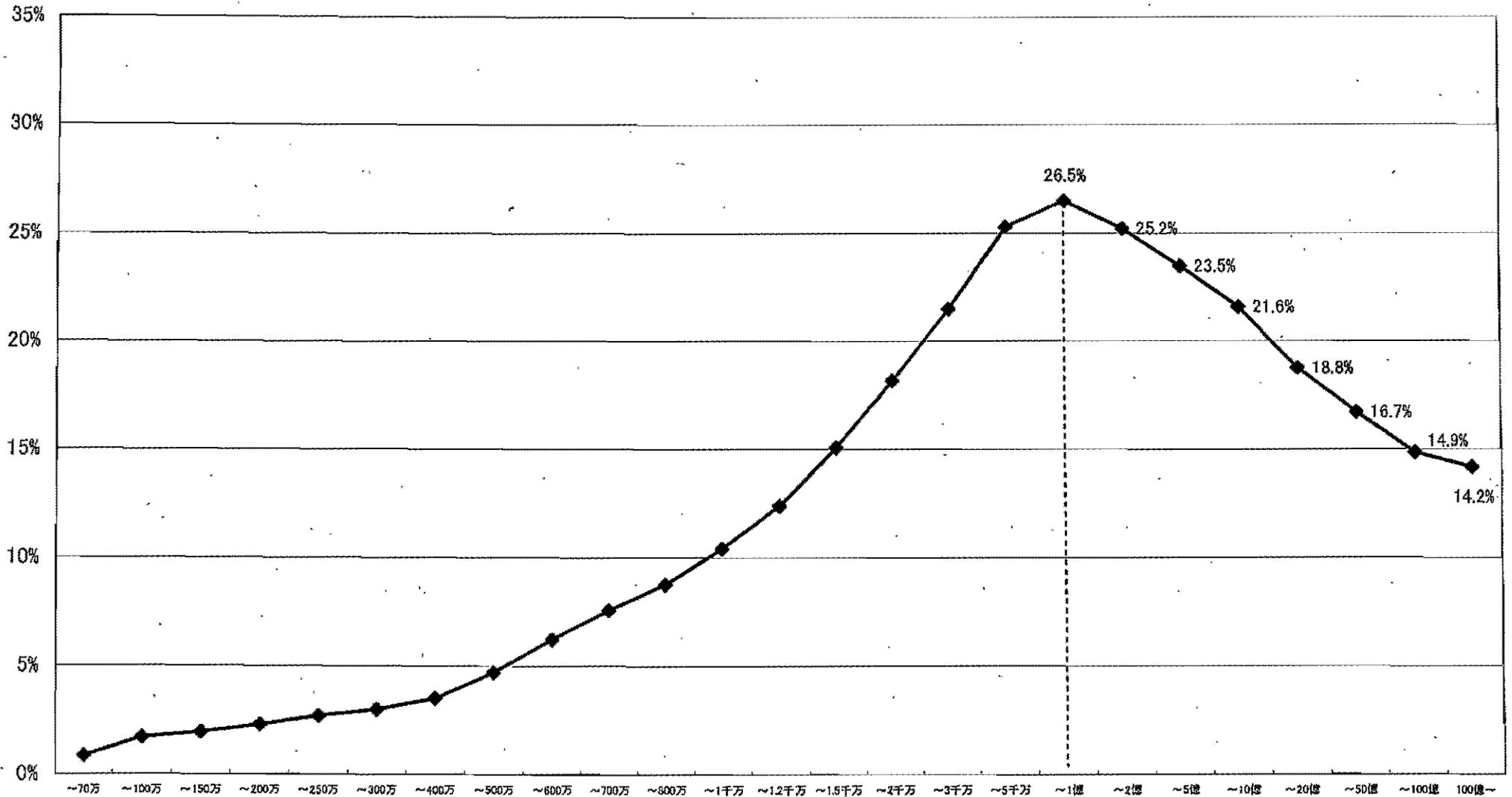


申告納税者の所得税負担率（平成19年分）

(負担率)



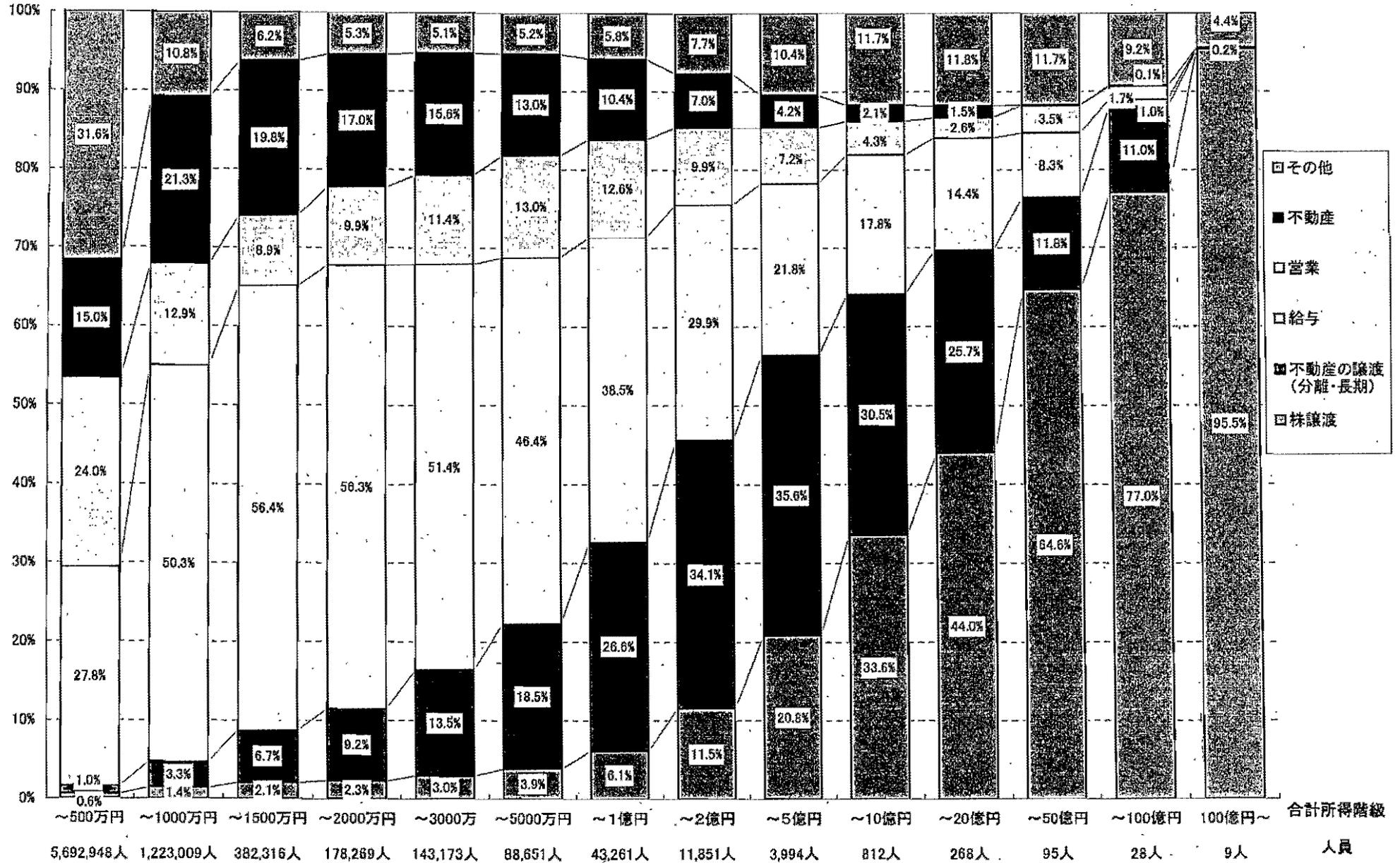
(備考) 国税庁「平成19年分申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

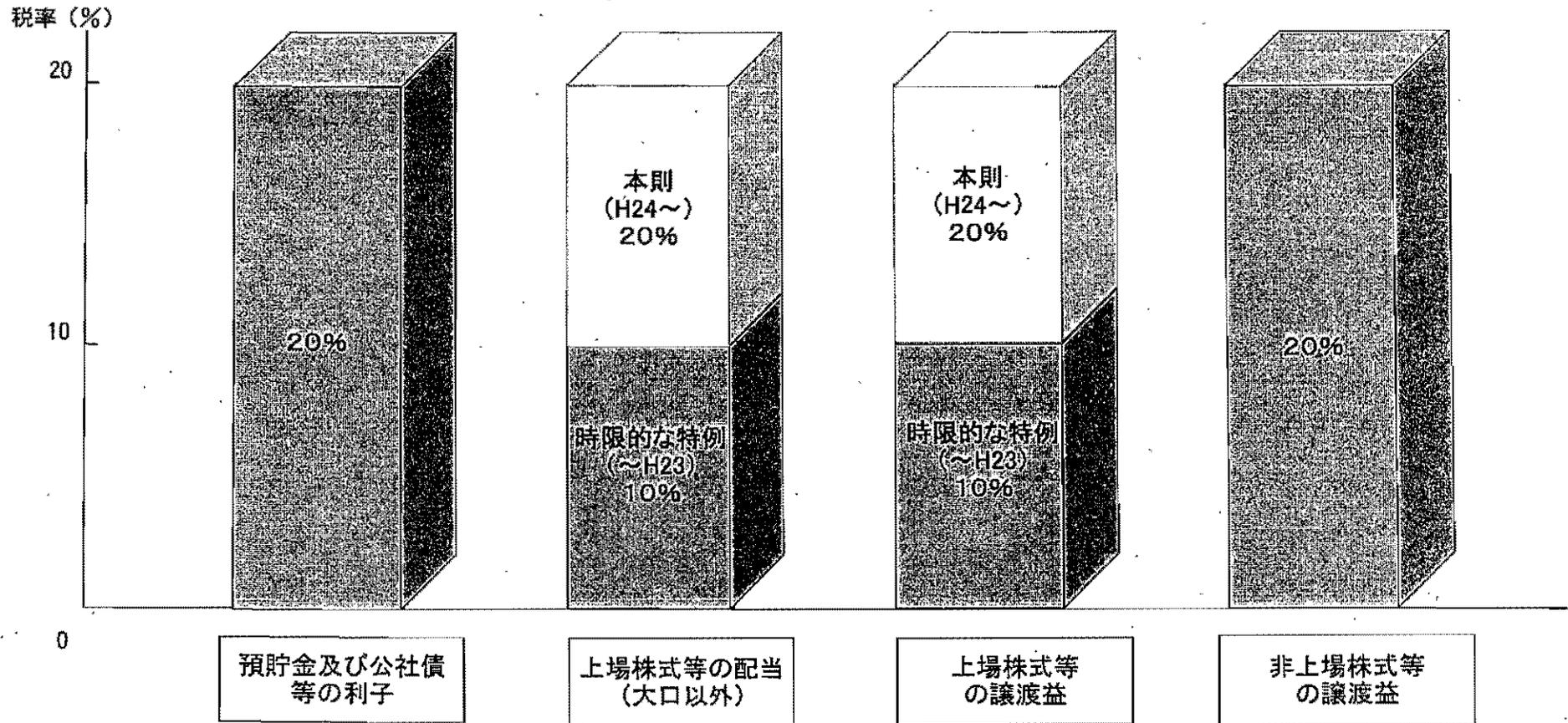
(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

合計所得階級別の所得種類の内訳(国税庁統計年報書:平成19年度)



金融所得課税の概要



(注) 上記のほか、「一時払い養老保険の差益」「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

配 当 課 税 の 概 要

| 区 分 | 平成21年～平成23年 | 平成24年～ |
|---|---|--------|
| 公募株式投資信託の収益の分配等 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">申告不要と総合課税との選択</div> | |
| 上場株式等の配当 (大口以外)等 (注) | ① <u>申告不要</u> (20%源泉徴収) (所15%、住5%) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 【軽減税率(～平成23年)】 10%源泉徴収(所7%、住3%) </div> 又 は ② <u>総合課税</u> (配当控除) (所5～40%、住10%) | |
| 剰余金の配当・利益の配当 ・剰余金の分配等 | (注) 株式譲渡損との損益通算のため、 <u>20%申告分離課税</u> (所15%、住5%)も選択可。 (平成22年分からは、特定口座における損益通算も可) | |
| 上 記 以 外 | 総合課税(配当控除) (所5～40%、住10%) (20%の源泉徴収) (所20%) | |
| 1回の支払配当の金額が、 10万円× $\frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの | 確 定 申 告 不 要 (20%の源泉徴収) (所20%) | |

(注)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

株式譲渡益課税の特例

| 区 分 | 現 行 制 度 |
|----------------|--|
| 上場株式等の課税方式 | <p>《申告分離課税》</p> <p>上場株式等の譲渡益×20%（所15%、住5%）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><～23年の特例措置> 上場株式等の譲渡益×10%（所7%、住3%）</p> <p>※譲渡益の金額にかかわらず10%軽減税率を適用</p> </div> |
| 源泉徴収口座における源泉徴収 | <p>上場株式等の譲渡益×20%（所15%、住5%） （源泉徴収税率）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><～23年の特例措置> 上場株式等の譲渡益 ×10%（所7%、住3%）</p> <p>※譲渡益の金額にかかわらず申告不要可</p> </div> |
| その他の株式等の課税方式 | <p>《申告分離課税》</p> <p>譲渡益×20%（所15%、住5%）</p> |

(注1) 上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得の金額からの繰越控除可。

(注2) 平成21年より、上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当所得の金額から控除できる。

利子・配当・株式譲渡益課税の沿革(主なもの)

| 年次 | 利子課税 | 配当課税 | 株式譲渡益課税 |
|----|--|--|--|
| 63 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和46年～ 総合課税 or 源泉分離選択課税(35%) ・源泉分離課税化(20%) [所得税15%、住民税5%] ・少額貯蓄非課税制度の原則廃止 (老人等少額貯蓄非課税制度に改組) | <ul style="list-style-type: none"> 昭和40年～ 総合課税 or 源泉分離選択課税(35%) (1銘柄年50万円未満等) or 申告不要制度(20%) (1銘柄年10万円以下等) | <ul style="list-style-type: none"> 昭和28年～ ・原則非課税 (回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税) |
| 平元 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・原則課税化(以下のいずれかの方式を選択) ・申告分離課税(26%) [所得税20%、住民税6%] ・源泉分離選択課税(みなし利益方式)(20%) (注) |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等少額貯蓄非課税制度に改組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定口座制度の創設 |
| 15 | | <ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離選択課税の廃止 ・上場株式等(大口以外)の申告不要の適用上限額の撤廃 ・上場株式等(大口以外)に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%] (平成15年4月から平成20年3月まで【現行：平成23年12月まで】) | <ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税への一本化 (源泉分離選択課税の廃止) ・上場株式等に係る税率引下げ(26%⇒20%) [所得税15%、住民税5%] ・上場株式等に係る軽減税率(20%⇒10%) [所得税7%、住民税3%] (平成15年1月から平成19年12月まで【現行：平成23年12月まで】) ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設 |
| 16 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式に係る税率引下げ(26%⇒20%) [所得税15%、住民税5%] |
| 20 | | <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の申告分離課税の創設(平成21年1月から) | <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みを導入(平成21年分から。なお、特定口座を利用した損益通算は平成22年分から) |
| 22 | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置を導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置を導入 |

(注) 平成元年に導入された源泉分離選択課税制度は、売値の5%を「みなし譲渡益」として課税(税率20%、税額は売値の1%)するもの(平成8年4月1日より「みなし譲渡益」を5.25%、税額を1.05%に改正)。

※表の税率の内書き記載のないものは、所得税のみの税率である。